



横須賀市

- 不妊・不育専門相談センター
- 特定不妊治療費助成
- 生殖補助医療費助成
- 不育症治療費助成

のご案内

令和4年4月から
ウェルシティ
市民プラザ3階へ
移転しました

[お問い合わせ]

横須賀市不妊・不育専門相談センター
(横須賀市民生局健康部地域健康課内)

横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階
TEL:046-822-9818(平日8:30~17:00)

1 不妊・不育専門相談センターの概要

横須賀市の不妊・不育専門相談センターは、
横須賀市民生局健康部地域健康課内
(横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階)
に開設しています。

安心して不妊と不育の悩みを話し、相談できる場です。

誰にでも話せる悩みではないからこそ、
1人で抱え込まないで、まずはお電話ください。



2 相談専用電話・来所面接・メール相談



「妊娠したい」
「不妊・不育について知りたい」
「治療について聞いてみたい」
「人工授精と体外受精の違いは？」
「助成制度について知りたい」
「治療をする中で不安な気持ちや、辛いことを
聞いてほしい」
などのご相談を専用電話で相談員(保健師)が
お受けします。

相談受付(平日 8:30~17:00)



来所でのご相談をご希望の方は、相談専用
電話で、相談員(保健師等)と日時の調整を行っ
てください。



お忙しい等の理由で、電話・来所相談が難しい
場合でも、メールでのご相談を承っております。
メールでのご相談では、申し訳ございません
が、返信までにお時間がかかる時もございます。

不妊・不育専門相談センター 電話 046-822-9818

メール chaw-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

3 講演会・相談会・交流会

不妊・不育専門相談センターでは、生殖医療専門医師等による講演会や相談会、不妊治療や不育症治療をされている方の交流会などを企画していきます。

内容・日時等は、広報・市ホームページまたは、不妊・不育専門相談センターまでお問い合わせください。

■これまでの講演会（例）

- 「不育症の治療について」

講師：杉ウィメンズクリニック 院長 杉俊隆先生

- 「男性不妊症の検査と治療」

講師：横浜市立大学附属市民総合医療センター 生殖医療センター
泌尿器科部長 湯村寧先生

- 「女性の不妊治療」

講師：横浜市立大学附属市民総合医療センター 生殖医療センター
担当部長 村瀬真理子先生

- 「今が考え時！ ふたりの妊活プラン」

講師：株式会社ファミワ 不妊症看護認定看護師 西岡有可先生
公認心理師・臨床心理士 戸田さやか先生

相談会の相談内容（例）

- 日常生活ではどのような事を工夫したらいいの？
- 不妊の原因って男性にもあるの？
- 治療と仕事との両立は難しい？
- 病院にかかるタイミングは？
- 病院ではどんな検査や治療をするの？
- 不妊症や不育症の治療について、医師に聞いてみたいなど……



ライフプランを主体的に考え、望んだ時に結婚・妊娠・出産ができるよう、妊娠や不妊に関する知識の普及啓発を行い、望んだ時に妊娠・出産が叶えられるようなサポートのご案内です。

1 パンフレット

結婚されたご夫婦、妊娠出産をご希望されているご夫婦とご家族に役立つパンフレット「結婚されたあなたへ～夫婦で考える健康・妊娠・出産・子育て～」を作成しています。

パンフレットは市内産婦人科・各健康福祉センター・各行政センター・市役所窓口サービス課・はぐくみかん・ウェルシティ市民プラザに置いてあります。

また、下記アドレスの市ホームページからデータ版のパンフレット(PDF)をご覧になれます。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3145/ninkatsu/panhu.html>



2 妊活セミナー

妊娠を望むご夫婦などを対象に、妊娠しやすい生活習慣など心と体のケアを学ぶセミナーです。

内容・日時等は、広報・市のホームページまたは、不妊・不育専門相談センターまでお問い合わせください。

■これまでのセミナー(例)

- 「医師が教える妊活セミナー」講師：山下湘南夢クリニック 山下直樹先生
- 「妊活中の心理とストレスとの付き合い方」講師：東京HARTクリニック 平山史朗先生
- 「ふたりではじめる妊活Life」講師：かもめ助産院 鈴木令佳院長
- 「うち妊活～入門編～」講師：NPO法人Fine 渡邊雅代先生

3 妊活LINEサポート事業

妊活、不妊治療、月経トラブル、夫婦コミュニケーションなどについて、不妊症看護認定看護師・臨床心理士・胚培養士などの専門家にLINEで相談できます。(横須賀市民のみ)



LINE ID
@famione

- 登録方法：LINEの「友だち追加」からQRコードまたはID検索で登録してください。
- 自由相談をご利用いただくには、横須賀市民をあらわすクーポンコードを入力してください。
クーポンコード：yksk横須賀市〇〇〇 ※「〇〇〇」にはお住まいの町名が入ります。例) ysk横須賀市秋谷

横須賀市では、体外受精および顕微授精の治療費の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」（令和3年度までに治療開始）および「生殖補助医療費助成」（令和4年度以降に治療開始）を行っています。

また、妊娠はするけれども、流産などを繰り返してしまう不育症の治療費・検査費の一部を助成する「不育症治療費助成事業」も行っております。

各助成事業につきましては、該当するページをご確認ください。

● 特定不妊治療費助成 6～9ページ

● 生殖補助医療費助成 10～11ページ

● 不育症治療費助成 12～13ページ

● 関連リンク先 裏表紙



各助成についてのご質問等は、
不妊・不育専門相談センター
電話：046-822-9818
まで、お電話ください。

令和4年4月から、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）が保険適用されることとなりました。保険適用化に伴う経過措置として、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度中に終了した治療について、1回に限り特定不妊治療費助成の対象になります。

1 助成対象者

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方で、治療期間の初日に
おける妻の年齢が42歳までの夫婦のうち、次の要件をすべて満たす方

- ① 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ② 指定医療機関で特定不妊治療を実施していること
（他自治体の指定を受けていれば横須賀市の指定医療機関とみなします）
- ③ 治療開始時に戸籍上の夫婦又は事実婚夫婦であり、申請時にいずれかが横須賀市内に住所を有すること

2 対象となる治療

令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した体外受精及び顕微授精による不妊治療（A～Fのいずれか）

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

（注）採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は対象助成となりません。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合は助成の対象となります。

3 助成額

1回の治療につき助成限度額は30万円まで

ただし、治療内容CとFについては10万円まで

特定不妊治療の一環として、男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）を行った場合、1回の治療につき、30万円まで（治療内容Cを除く）。

4 助成回数

ご夫婦（事実婚の方も含みます）1組につき1回限り

※ただし、従来の助成制度で助成上限に達していないご夫婦、または初めて申請するご夫婦に限ります。

〔従来助成制度の上限回数〕

初めて助成を受けた治療を開始した時の妻の年齢が

～39歳までの方 …… 1子ごと6回まで

40歳以上の方 …… 1子ごと3回まで

* 初めて助成を受けた治療から通算します。また、他自治体から助成を受けた回数も通算されます。

* 通算助成回数が残っていても、43歳以降に始めた治療は助成の対象外となります。

* 新型コロナウイルス感染拡大に伴う令和4年度における取扱いについては、市ホームページまたは横須賀市不妊・不育専門相談センターでご確認ください。

5 申請書類

以下は申請するすべての方が必要となる書類です。

- ① 特定不妊治療費助成申請書
- ② 特定不妊治療受診等証明書
- ③ 医療機関の「領収書」と「明細書」の原本(※1)
- ④ 申請者名義の銀行口座がわかるもの(※2)
- ⑤ ご印鑑(※3)

(※1) コピーを取らせていただいた後、原本はお返しいたします。

(※2) 通帳、またはキャッシュカード

(※3) 申請書類に訂正がある場合に必要となります。

以下は該当する方のみが追加で必要となる書類です

⑥	住所および婚姻関係を確認できる書類 (発行日から3ヵ月以内のもの)	ご夫婦とも市内在住で別世帯の場合 ⇒ 戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の住民票と戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が国外在住の場合 ⇒ 国外に住所があることを証明する書類(※4) と戸籍謄(抄)本
⑦	事実婚夫婦で婚姻関係を確認できる書類	・横須賀市パートナーシップ宣誓証明書または 両人の戸籍謄本および両人の住民票 ・事実婚関係に関する申立書
⑧	助成回数をリセットする方で、子の出生等を確認できる書類	母子健康手帳の表紙及び出産の状態のページの 写し(死産の場合は死産届の写しでも可)

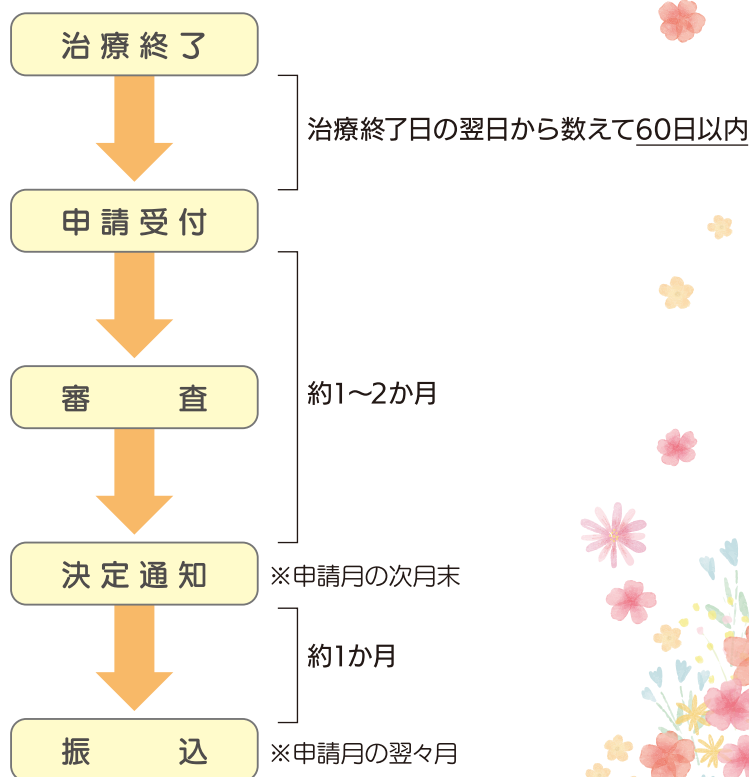
(※4) (日本国籍の方) 戸籍の附票(発行日から3ヵ月以内のもの)

(外国籍の方) 海外の源泉徴収票に相当する文書、在勤証明書、在学証明書など

(米軍属の方) W2(Wage and Tax)

6 申請の流れ

- ① 特定不妊治療費助成の「申請書」と「証明書」を受け取る。
(地域健康課窓口、市ホームページでダウンロードできます)
- ② 治療終了後、治療を受けた指定医療機関に証明書を提出し証明を受ける。
- ③ 地域健康課窓口で【助成対象となる1回の特定不妊治療が終了した日の翌日から数えて60日以内(消印有効)】に申請してください。
- ④ 申請月の次月末に決定通知書を郵送で受け取る。
(指定口座への振込日が記載されています)



令和4年4月1日以降に開始した生殖補助医療（体外受精・顕微授精）の治療に要した費用の一部を助成します。

※対象外の治療 ・ 令和4年3月31日以前に開始した治療（「4 特定不妊治療費助成（P.6）」を参照）
 ・ 令和4年4月1日以降に開始した保険診療のみの生殖補助医療

1 助成対象者

- ① 生殖補助医療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ② 治療開始時に戸籍上の夫婦又は事実婚夫婦であり、申請時にいずれかが横須賀市内に住所を有すること。
- ③ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
 ※保険制度の年齢制限・回数制限の経過措置と同様に扱うため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になっても、同期間中に治療を開始したのであれば、1回の治療（採卵～胚移植までの一連の治療）に限り助成の対象です。
- ④ 先進医療の場合、保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関として届出または承認を受けている医療機関で生殖補助医療を実施していること。
 保険外診療（自費診療）の場合、日本産科婦人科学会登録施設（体外受精・顕微授精・胚移植の登録施設）で生殖補助医療を実施していること。

2 対象となる治療

令和4年4月1日以降に治療を開始した治療区分A～Fの生殖補助医療（体外受精・顕微授精）のうち、医療保険適用治療と併用した先進医療、または保険外診療（自費診療）

※ただし、下記の内容は除く

- ・ 入院時差額ベッド代、食事代、文書料等
- ・ 他の地方公共団体で助成を受けた同一治療期間の生殖補助医療費

※A～Fの治療区分については、P.6をご確認ください。

3 助成額

- ① 医療保険適用治療と併用して先進医療を実施した場合
 先進医療にかかった費用に対して上限5万円を助成
- ② 保険外診療（自費診療）で治療を実施した場合
 30万円を超えた部分に対して上限10万円を助成

※1回の治療につき、①と②を重複して申請することはできません。

4 助成回数

初回の治療開始日の妻の年齢が

～39歳までの方 … 1子ごと6回まで

40歳以上の方 …… 1子ごと3回まで

※「初回の治療開始日の妻の年齢」は、初めて申請する治療または保険適用1回目の治療のうちいずれか早い方

※ 令和4年3月31日以前に開始した治療について特定不妊治療費の助成を受けていた場合、その助成回数は引き継ぎません。

※ 通算回数が残っていても、43歳以降に始めた治療は助成の対象外となります。

※ 保険制度の年齢制限・回数制限の経過措置と同様に扱うため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に40歳の誕生日を迎える方については、40歳になってからでも、同期間中に治療を開始したのであれば、回数制限の上限は通算6回となります。

5 申請書類

すべての方が必要となる書類

- ① 生殖補助医療費助成申請書
- ② 生殖補助医療受診等証明書
- ③ 医療機関の発行する「領収書」と「明細書」の原本（治療期間内のものすべて）
- ④ 申請者名義の銀行口座のわかるもの
- ⑤ ご印鑑

※ 以下に該当する方は、「4 特定不妊治療費助成の申請書類(P.8)（追加で必要となる書類）」をご確認ください。

- ・ ご夫婦の住所が異なる場合
- ・ 事実婚夫婦の場合
- ・ 助成回数をリセットする場合

6 申請期限

令和4年8月1日から申請を受け付けます。

助成対象となる1回の生殖補助医療が終了した日の翌日から数えて60日以内（消印有効）に申請してください。

※ ただし、令和4年7月31日までに治療を終了した分の申請は、令和4年9月30日まで受け付けます。

※ 申請の流れについては、P.9と同様です。

1 助成の内容

- ① 不育症の診断を受けた後に実施した治療および検査費
 - ・ 1回の治療及び検査費について、30万円を上限に助成します。
 - ・ 1年度あたりの上限は30万円です。
 - ・ 1年度あたりの申請回数の上限はありません。
- ② 不育症判定検査費
 - ・ 1年度あたりの上限は5万円です。

2 申請者

- ① 治療開始時に、戸籍上の夫婦であること、又は、事実婚夫婦であること
- ② 夫婦またはいずれか一方が横須賀市の住民基本台帳に登録があること
- ③ 市税および国民健康保険料、市営住宅家賃、保育料、介護保険料等の市諸料金の滞納がないこと
- ④ 各種公的医療保険に加入していること

3 医療機関

- ① 厚生労働省不育症研究班に属する医師が所属する医療機関（「横須賀市不育症治療費助成事業における助成対象の協力医療機関リスト」参照）
- ② 前項と同等の能力を有する医療機関であって、以下の条件をすべて満たす医療機関
 - ・ 妊娠から出産までの継続した治療を行っていること
 - ・ 妊娠期から出産後の母子のリスク管理ができること
- ③ 上記①、②の医療機関で診断を受け、その後、その病院から紹介され不育症治療を行った医療機関

4 助成の対象となる費用

- ① 不育症の診断を受けた後に実施した治療および検査費
- ② 不育症判定検査費

※ただし、下記のものは除く

- ・ 医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる不育症治療・検査に係る費用
- ・ 入院時差額ベッド代、食事代、文書料等
- ・ 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療・検査の費用
- ・ 妊婦健康診査の助成をうけた不育症治療・検査の費用

5 申請の流れ

- ① 不育症治療費助成の「申請書」と「証明書」を受け取る。
(地域健康課窓口、市ホームページでダウンロードできます)
- ② 治療終了後、治療を受けた協力医療機関に証明書を提出し証明を受ける。
- ③ 地域健康課窓口で【治療および検査が終了した日の翌日から数えて60日以内(消印有効)】に申請してください。
- ④ 申請月の次月末に決定通知書を郵送で受け取る。
(指定口座への振込日が記載されています)

6 申請に必要な書類

	項 目	確 認
①	不育症治療費等助成申請書	
②	不育症治療に関する証明書	協力医療機関で診断・治療を受けた場合 ⇒ 不育症治療等受診等証明書 協力医療機関で診断・治療を受け、そこから紹介された医療機関に転院した場合 ⇒ 不育症治療等受診等証明書と不育症治療実施証明書
③	医療機関発行の領収書・明細書の原本(※1)	
④	ご夫婦それぞれの加入健康保険証	
⑤	申請者名義の銀行口座がわかるもの(通帳など)	
⑥	ご印鑑(申請書類に訂正がある場合に必要となります)	

以下は該当する方のみが追加で必要となる書類です。

⑦	住所および婚姻関係を確認できる書類 (発行日から3ヶ月以内のもの)	ご夫婦とも市内在住で別世帯の場合 ⇒ 戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の住民票と戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が国外在住の場合 ⇒ 国外に住所があることを証明する書類(※2)と戸籍謄(抄)本
⑧	事実婚夫婦で婚姻関係を 確認できる書類	・横須賀市パートナーシップ宣誓証明書または両人の戸籍謄本および両人の住民票 ・事実婚関係に関する申立書

(※1) コピーをとらせていただいた後、原本はお返しいたします。

(※2) (日本国籍の方) 戸籍の附票(発行日から3ヶ月以内のもの)

(外国籍の方) 海外の源泉徴収票に相当する文書、在勤証明書、在学証明書など

(米軍属の方) W2(Wage and Tax)

※申請に必要な書類は、申請毎に提出してください。

あなたの悲しみ、辛い気持ちを 話してみませんか

流産や死産、大切なお子様を亡くされた悲しみは
計り知れません。

辛く苦しい気持ちを誰にも話せない方も
多くいらっしゃいます。

少しでも心を軽くするために、心にある悲しみや
辛い気持ちを、お話ししてみませんか。

相談専用電話にお電話ください。

心理相談員との面接相談の予約をお受けしています。



相談電話 046-822-9818

メール chaw-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

特定不妊治療費・生殖補助医療費・不育症治療費助成の 関連リンク先

特定不妊治療費助成関連

- 特定不妊治療費助成 横須賀市ホームページ
https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3145/g_info/1100050462.html



- 特定不妊治療 指定医療機関一覧（厚生労働省のページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>



- 横須賀市勤労者生活資金融資制度について
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4402/kinrousha/seikatuyuuusi.html>



生殖補助医療費助成関連

- 生殖補助医療費助成 横須賀市ホームページ
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3145/huninshou/20220706.html>



不育症治療費助成関連

- 不育症治療費助成 横須賀市ホームページ
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3145/huikusyoushinnseisyosiki.html>



- 不育症治療費助成 協力医療機関一覧
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3145/huikusyoushinnseisyosiki/documents/20210523huikulist.pdf>



不妊・不育専門相談センター

〒238-0046

横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階

横須賀市民生局健康部地域健康課内

電話 046-822-9818

FAX 046-824-7144

メール chaw-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp